

《後援・協力・共催事業の考え方について》

後援・協力・共催事業に関する要領

平成 30 年 7 月 25 日

【目的】

この要領は、特定非営利活動法人えどがわエコセンター（以下「エコセンター」という）が、後援、協力又は共催する事業に関し、後援名義等使用承認取扱要綱第 2 条及び第 1 2 条により、以下の考え方で対応するものとする。

1 後 援

主催者が企画した事業の主旨や内容に賛同し、それをエコセンターとして応援することを表明することをいう。

物品の貸出等、具体的な支援は原則として行わない。また、参加者がケガをするなど何らかのトラブルがあった場合には、エコセンターは責任を負わない。ただし、参加者の募集等に関して、チラシの配布など必要な協力は行う。

2 協 力

主催者が企画した事業の主旨や内容にエコセンターが賛同し、物品の貸出、情報提供、チラシの配布など必要に応じてできる範囲で協力することをいう。

事業の内容や結果についての責任は主催者にあり、参加者のケガなど何らかのトラブルがあった場合には、エコセンターは責任を負わない。ただし、協力にあたり、参加者の安全管理等の見地から必要と認められるときには、主催者に対しプログラムの変更や何らかの条件を付す場合がある。

3 共 催

エコセンターが会員団体や関係機関等とともに、協働の主催者としてその事業を企画、運営しその内容や結果について、責任を負うことをいう。

例えば、イベントや講座を実施する場合、プログラムの内容や講師の人選、物品の調達等について、エコセンターも企画段階から積極的に意見を出し、事業当日はエコセンターのスタッフも運営に関わる。また、参加者がケガをするなど何らかのトラブルがあった場合には、責任を負う。